環 嶺 省○国土交通省告示第七十三号経済産業省

第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定に基づき

令和元年十一月十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一慕

環 境 大 臣 小泉進炊郎

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示

環 境 街 衛都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成二十四年国土交通省告示第百十八号)の一部経済産業省

を炊のように改正する。

る規定の傍線を付した部分のように攻める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

改正後

1. 都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項

(1) 意義

我が国において、人口と建築物が相当程度集中する都市における 低炭素化を進めることは、社会全体での地球環境問題への取組の中 で大きな位置を占めており、<u>京都議定書目標達成計画(平成十七年</u> 四月二十八日閣議決定)において、「低炭素型の都市・地域構造や 社会経済システムの形成」及び「温室効果ガス吸収源対策・施策」 が位置づけられた。都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「本 法」という。)は、こうした都市の低炭素化に焦点を当ててこれを 促進していくための枠組として制定されたものである。

また、2015年12月に、温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組みであるパリ協定が採択(2016年11月に発効)され、同協定を踏まえ、地球温暖化対策計画(平成二十八年五月十三日閣議決定)において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度と比較して26.0%削減する中期目標が掲げられている。

こうした地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と 調和しつつ、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第 百十七号)と相まって、本法による施策を適切に実施することによ り、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与するこ とが求められている。

さらに、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の構造変化や 我が国が直面しているエネルギー制約を踏まえ、他法令に基づく施 策等との連携を図りつつ、都市の低炭素化のための施策を遂行し、 持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが今日の重要 な課題である。

(2) 目標

都市の低炭素化は、我が国として二酸化炭素の排出量を削減して

改 正 前

1. 都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項

(1) 意義

我が国において、人口と建築物が相当程度集中する都市における低炭素化を進めることは、社会全体での地球環境問題への取組の中で大きな位置を占めており、既に京都議定書目標達成計画においても、「低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成」及び「温室効果ガス吸収源対策・施策」が位置づけられているところである。都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「本法」という。)は、こうした都市の低炭素化に焦点を当ててこれを促進していくための枠組であり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)と相まって、また、京都議定書目標達成計画等地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和しつつ、本法による施策を適切に実施することにより、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することが求められている。

特に、今般、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の構造変化へ取り組まなければならない状況にある。 我が国が直面しているエネルギー制約を踏まえ、他法令に基づく施策等との連携を図りつつ、都市の低炭素化のための施策を遂行し、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進することが今日の重要な課題である。

(2) 目標

都市の低炭素化は、我が国として二酸化炭素の排出量を削減して

いくための取組の一環を成すものであるとともに、その促進を図る ことによって都市の健全な発展に寄与するものであり、次に掲げる まちづくりを実現していくことを目標とするものである。

- ① (略)
- ② 建築物の省エネルギー性能等を向上させ、年間での一次エネル ギー消費量が正味 (ネット) でゼロ又は概ねゼロとなる「ネット ・ゼロ・エネルギー・ハウス」や「ネット・ゼロ・エネルギー・ ビル」、資材製造や建設段階から運用段階までの二酸化炭素排出 量の削減、住宅の長寿命化によりライフサイクル全体を通じた二 酸化炭素排出量をマイナスにする「ライフサイクルカーボンマイ ナス住宅」等が普及するまちづくりを進めること。また、自動車 についても、電気自動車の充電設備の整備等を進め、電気自動車 等の環境対応車が普及するまちづくりを進めること。更に、こう した都市の構成要素の低炭素化にとどまらず、非化石エネルギー の利用や化石燃料の効率的な利用、地区・街区レベルでの効率的 な熱の共同利用等の取組を通じて、都市のエネルギーシステムそ のものを効率的で低炭素なものとするまちづくりを進めること。
- ③ (略)
- 2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本 2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本 的な方針
- (1) (略)
- (2) 個別の分野における施策の方向性
 - \bigcirc (略)
 - ⑤ 建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性 都市の低炭素化を促進する上では、これまでの建築物を「作っ ては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして 、長く大切に使う」社会へと移行することが重要であり、このよ うな観点を踏まえ、建築物の低炭素化を促進することとする。

新築の建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律(平成二十七年法律第五十七号)に基づく建築物工 いくための取組の一環を成すものであるとともに、その促進を図る ことによって都市の健全な発展に寄与するものであり、次に掲げる まちづくりを実現していくことを目標とするものである。

① (略)

② 建築物の省エネルギー性能等を向上させ、年間での一次エネル ギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる「ネット ゼロ・エネルギー/ゼロ・エミッション・ハウス | 等や、ライ フサイクル全体を通じて二酸化炭素排出量がマイナスとなる「ラ イフサイクルカーボンマイナス住宅」等が普及するまちづくりを 進めること。また、自動車についても、電気自動車の充電設備の 整備等を進め、電気自動車等の環境対応車が普及するまちづくり を進めること。更に、こうした都市の構成要素の低炭素化にとど まらず、非化石エネルギーの利用や化石燃料の効率的な利用、地 区・街区レベルでの効率的な熱の共同利用等の取組を通じて、都 市のエネルギーシステムそのものを効率的で低炭素なものとする まちづくりを進めること。

(略) (3)

- 的な方針
- (1) (略)
- (2) 個別の分野における施策の方向性

① \sim ④ (略)

⑤ 建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性

都市の低炭素化を促進する上では、これまでの建築物を「作っ ては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして 、長く大切に使う」社会へと移行することが重要であり、このよ うな観点を踏まえ、建築物の低炭素化を促進することとする。

新築の建築物については、規制の必要性や程度、バランス等を 十分に勘案しながら、2020年までに全ての新築住宅・建築物につ

ネルギー消費性能基準への適合の確保に向け、建築物の規模・用 途ごとの特性に応じた実効性の高い対策を講ずるとともに、再生 可能エネルギー等の先進的な取組をより評価しやすい評価手法の 確立、建築物省エネルギー性能表示制度の普及、民間等の先導的 な低炭素建築物の整備に対する支援等、低炭素化が図られた建築 物の普及を図るための環境整備を推進することとする。

建築物のストック全体に対する新築供給の割合に鑑みれば、建築物分野全体の低炭素化を促進するためには、既存の建築物の低炭素化を促進することは新築の建築物に係る対策以上に重要であり、既存ストックの低炭素化を着実に促進することとする。この際、客観的で分かりやすい指標をつくり、国民に示すとともに、建築物の低炭素化のための改修に係る各種支援を行う等、多面的な施策を推進することとする。

再生可能エネルギーの導入拡大は、建築物の低炭素化を促進する観点からも重要であり、建築物においては、屋根等に太陽光発電パネルの設置が可能であって、再生可能エネルギーである太陽光発電の活用余地が大きいこともあるため、導入促進に向けた取組を特に推進することとする。加えて、民生部門におけるエネルギー消費量の約4割から6割を占める給湯や暖房等について、太陽熱や地中熱、下水熱といった再生可能エネルギーの利用やこれらと合わせて蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備を活用することで、更なる二酸化炭素排出量の削減が可能であるため、建築物における再生可能エネルギー等の導入に対して支援を行う等、それらの取組を推進することとする。

建築物からの二酸化炭素排出量のうち、運用段階において排出される量は全体の4分の3程度であり、残りの4分の1は建設・廃棄・再利用等の段階において排出されているところ、建築物からの二酸化炭素排出量の<u>更なる</u>削減を進めるためには、建設・廃棄・再利用等の段階を含めたライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減を推進することが重要であるため、建設・廃棄

いて、段階的に省エネ基準への適合の義務化を行うとともに、再 生可能エネルギー等の先進的な取組をより評価しやすい評価手法 の確立、省エネルギー性能を表示する制度の構築、民間等の先導 的な低炭素建築物の整備に対する支援等、低炭素化が図られた建 築物の普及を図るための環境整備を推進することとする。

建築物のストック全体に対する新築供給の割合に鑑みれば、建築物分野全体の低炭素化を促進するためには、既存の建築物の低炭素化を促進することは新築の建築物に係る対策以上に重要であり、既存ストックの低炭素化を着実に促進することとする。この際、客観的で分かりやすい指標をつくり、国民に示すとともに、建築物の低炭素化のための改修に係る各種支援を行う等、多面的な施策を推進することとする。

再生可能エネルギーの導入拡大は、建築物の低炭素化を促進する観点からも重要であり、建築物においては、屋根等に太陽光発電パネルの設置が可能であって、再生可能エネルギーである太陽光発電の活用余地が大きいこともあるため、導入促進に向けた取組を特に推進することとする。加えて、民生部門におけるエネルギー消費量の約4割から6割を占める給湯や暖房等について、太陽熱や地中熱、下水熱といった再生可能エネルギー等の熱利用やこれらと合わせて蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備を活用することで、さらなる二酸化炭素排出量の削減が可能であるため、建築物における再生可能エネルギー等の導入に対して支援を行う等、それらの取組を推進することとする。

建築物からの二酸化炭素排出量のうち、運用段階において排出される量は全体の4分の3程度であり、残りの4分の1は建設・廃棄・再利用等の段階において排出されているところ、建築物からの二酸化炭素排出量の<u>さらなる</u>削減を進めるためには、建設・廃棄・再利用等の段階を含めたライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減を推進することが重要であるため、建設・廃

・再利用等の各段階における二酸化炭素排出量を公平・公正に評価できる手法の<u>普及</u>や、地域の材料や技術を含めた適切な建材・技術の選択、建材の生産工程、輸送における低炭素化や省資源化等の取組を促進することとする。

⑥•⑦ (略)

- 3. 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- (1) 低炭素まちづくり計画の作成全般に係る基本的な事項
 - ① ② (略)
 - ③ 低炭素まちづくり計画の目標

本計画の目標においては、自家用車に過度に頼らない高齢者や子育て世帯にも暮らしやすいまち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル等の普及や蓄電池の導入促進等によりエネルギー的に自立できるようなまち、緑豊かなまち等、当該計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すものとする。また、この都市像は本計画に位置付けられる各種施策を体系的に講じていくことにより実現されるものであり、都市の低炭素化の促進につながるものとして、当該計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、例えば、個別施策ごとに目標値を定めたり、本法第7条第2項第2号の事項ごとに目標値を定めたりするなど、可能な範囲で定量的な目標を設定することが望ましい。

- ④ (略)
- ⑤ 他の計画との関係

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)に適合するとともに、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の都市計画に関する<u>基本的な方針</u>と調和するものとされている。なお、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針が記載された立地適

乗・再利用等の各段階における二酸化炭素排出量を公平・公正に 評価できる手法の<u>開発</u>や、地域の材料や技術を含めた適切な建材 ・技術の選択、建材の生産工程、輸送における低炭素化や省資源 化等の取組を促進することとする。

⑥•⑦ (略)

- 3. 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- (1) 低炭素まちづくり計画の作成全般に係る基本的な事項 ①・② (略)
 - ③ 低炭素まちづくり計画の目標

本計画の目標においては、自家用車に過度に頼らない高齢者や子育て世帯にも暮らしやすいまち、ネット・ゼロ・エネルギー/ゼロ・エミッション・ハウスの普及や蓄電池の導入促進等によりエネルギー的に自立できるようなまち、緑豊かなまち等、当該計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すものとする。また、この都市像は本計画に位置付けられる各種施策を体系的に講じていくことにより実現されるものであり、都市の低炭素化の促進につながるものとして、当該計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、例えば、個別施策ごとに目標値を定めたり、本法第7条第2項第2号の事項毎に目標値を定めたりするなど、可能な範囲で定量的な目標を設定することが望ましい。

- ④ (略)
- ⑤ 他の計画との関係

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)に適合するとともに、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市町村の都市計画に関する<u>基本的方針</u>と調和するものとされている。また、これら以外でも、例えば緑地の保全及び緑化の推進の観点からは、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)に基づく緑地の保全及び緑化の推進に

正化計画が公表された場合には、当該方針は市町村の都市計画に 関する基本的な方針の一部とみなされることに十分に留意するも のとする。また、これら以外でも、例えば緑地の保全及び緑化の 推進の観点からは、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号) に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑 の基本計画」という。)との整合を図るとともに緑の基本計画に おいても低炭素化の視点を盛り込む等、関連する他の計画との関 係に留意するものとする。

また、本計画の作成に当たっては、当該計画と、都市の低炭素 化を含む温暖化対策全般に関する計画である実行計画、公共交通 機関の利用促進を含む都市・地域における交通施策に関する戦略 である都市・地域総合交通戦略、都市機能の集約化を含む中心市街地の活性化に関する計画である中心市街地活性化基本計画等の関連する他の計画とで、記載事項が共通する場合には、両者を一体として作成することが可能であり、これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながるものである。

(2) 低炭素まちづくり計画の目標達成のために必要な事項の記載に関する基本的な事項

①~③ (略)

④ 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

【計画記載事項】

◇緑地の保全

本計画には、都市構造の基盤となる緑地の適切な保全及び管理を図るため、緑地の保全にあたり活用する施策、保全すべき緑地及び管理の方法に関する事項を記載することが考えられる。また、多様な主体によるきめ細やかな緑地の保全を推進するため、<u>市町村又は緑地保全・緑化推進法人</u>による樹木等管理協定等を本計画に位置付けることが考えられる。さらに、まとまった面積の緑地が存在したり、保存すべき樹木

関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)との整合を図るとともに緑の基本計画においても低炭素化の視点を盛り込む等、関連する他の計画との関係に留意するものとする。

また、本計画の作成に当たっては、当該計画と、都市の低炭素 化を含む温暖化対策全般に関する計画である実行計画、公共交通 機関の利用促進を含む都市・地域における交通施策に関する戦略 である都市・地域総合交通戦略、都市機能の集約化を含む中心市 街地の活性化に関する計画である中心市街地活性化基本計画等の 関連する他の計画とで、記載事項が共通する場合には、両者を一 体として作成することが可能であり、これにより計画間での内容 の整合が自ずと図られるとともに、市町村の計画作成に係る事務 負担の軽減にもつながるものである。

(2) 低炭素まちづくり計画の目標達成のために必要な事項の記載に関する基本的な事項

①~③ (略)

④ 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

【計画記載事項】

◇緑地の保全

本計画には、都市構造の基盤となる緑地の適切な保全及び管理を図るため、緑地の保全にあたり活用する施策、保全すべき緑地及び管理の方法に関する事項を記載することが考えられる。また、多様な主体によるきめ細やかな緑地の保全を推進するため、市町村の長によるNPO等の特定緑地管理機構指定や、当該機構による樹木等管理協定等を本計画に位置付けることが考えられる。さらに、まとまった面積の緑地が

等が広範囲に分布する場合においては、本計画に、重点的な 樹木等の管理を必要とする樹木保全推進区域及び当該区域内 で保全すべき樹木等の基準を記載することが考えられる。

◇緑化の推進

本計画には、二酸化炭素の吸収量の増大を図るとともに、 地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド 現象の緩和を図るため、都市公園の整備や公共施設や建築物 の敷地等の緑化等の緑化の推進施策及び重点的に緑化を推進 する施設や区域に関する事項を記載することが考えられる。

◇普及啓発

本計画には、よりきめ細やかな緑地の保全及び緑化の推進施策の展開を図るため、住民、企業等による活動が積極的に展開されるよう、緑化等に関する普及啓発等に関する施策について記載することが考えられる。

◇木質バイオマス活用

本計画には、都市の公園、街路から発生する剪定枝等の木質バイオマスを、地産地消型再生可能エネルギーとして活用を図るための施策について記載することが考えられる。

(5)~(8) (略)

(3) • (4) (略)

存在したり、保存すべき樹木等が広範囲に分布する場合においては、本計画に、重点的な樹木等の管理を必要とする樹木 保全推進区域及び当該区域内で保全すべき樹木等の基準を記載することが考えられる。

◇緑化の推進

本計画には、二酸化炭素の吸収量の増大を図るとともに、 地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド 現象の緩和を図るため、都市公園の整備や公共施設や建築物 の敷地等の緑化等の緑化の推進施策及び重点的に緑化を推進 する施設や区域に関する事項を記載することが考えられる。

◇普及啓発

本計画には、よりきめ細やかな緑地の保全及び緑化の推進 施策の展開を図るため、住民、企業等による活動が積極的に 展開されるよう、緑化等に関する普及啓発等に関する施策に ついて記載することが考えられる。

◇木質バイオマス活用

本計画には、都市の公園、街路から発生する剪定枝等の木質バイオマスを、地産地消型再生可能エネルギーとして活用を図るための施策について記載することが考えられる。

⑤~⑧ (略)

(3) • (4) (略)